

国民健康保険・後期高齢者医療制度 についてのお知らせ

3月・4月は異動の
多い時期です

国民健康保険

【広報 | D】1003549

1. 届け出をお忘れなく！

就職や退職などの異動が多くなるこの時期。新たに国民健康保険(以下「国保」)に加入するときや、国保から他の健康保険に変わったときなどは、国保窓口★への届け出が必要です。

加入の届け出が遅れると、資格が発生した月までさかのぼって国保税が課税され、まとめて納めることになります。また、国保を脱退する場合は、届け出をしないと課税が続きます。届け出に必要な書類など詳しくは、健康保険課受付賦課係へお問い合わせください。

★国保窓口

- ・健康保険課受付賦課係(市役所本庁舎1階)
- ・都南総合支所税務福祉係
- ・玉山総合事務所健康福祉課
- ・各支所

※転出入に伴う国保の加入・脱退の手続きは、住民票の届け出の際に手続き内容を確認してください

任意継続が満了する人は国保加入の事前受け付け

ほかの健康保険の任意継続資格が終了し、4月1日(出)から市の国保に加入することが決まっている人は、事前に加入の届け出ができます。郵送での届け出もできます。国民健康保険被保険者証は4月4日(火)から順次郵送します。

事前の受け付けは3月15日(水)から！

2. マイナンバーカードが保険証として利用できます！

全ての健康保険でマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。利用できる医療機関は順次拡大しています。

保険証として利用するためには、マイナポータルでの事前申し込みが必要になります。詳しくは、右の2次元コードから確認するか、マイナンバー総合フリーダイヤル ☎0120-95-0178へお問い合わせください。



3. 医療費の一部負担金の減免などを 受けられることがあります

災害や事業の休・廃止により収入が激減し、かつ収入と預金額が生活保護基準より少ない人は、医療機関の窓口で支払う一部負担金の減免が受けられることがあります。詳しくは、健康保険課給付係へお問い合わせください。

※減免が受けられない場合でも、収入の状況によっては一部負担金助成の対象になる場合があります



■届け出が必要な場合

●国保に加入するとき

- ・職場の健康保険などの資格がなくなった
- ・他の健康保険の被扶養者から外れた

【持ち物】①健康保険資格喪失証明書(職場で発行)
②本人確認書類

●国保から脱退するとき

- ・職場の健康保険などに加入した
- ・他の健康保険の被扶養者として認められた

【持ち物】①新しい保険証または健康保険資格取得証明書
②国民健康保険被保険者証 ③本人確認書類

●学生が転出するとき

盛岡市の国保加入者が市外へ進学するために転出した場合、手続きをすることで引き続き市の保険証を使用することができます。

【持ち物】①国民健康保険被保険者証
②在学証明書
③本人確認書類



保険証としての利用以外にも、こんなメリットが！

- ・医療機関によっては、限度額認定証としても使える
 - ・マイナポータルで、特定検診情報や薬剤の情報、医療費を確認できる
 - ・医療費控除の確定申告が簡単にできる など
- この機会にぜひ登録ください。

4. 医療費が高額になった場合は払い戻しの制度があります

医療費の自己負担額は、年齢や世帯所得に応じて1カ月あたりの限度額が決まっています。医療機関への支払いが限度額を超えた場合は、申請により払い戻しを受けることができます。

医療機関を受診後、2年間手続きできます。詳しくは、健康保険課給付係へお問い合わせください。

■医療費の払い戻しに必要な物

- ・国民健康保険被保険者証
- ・領収証
- ・銀行の口座番号
- ・世帯主の印鑑

- ▶国保証・納税通知書・課税内容：受付賦課係 ☎613-8437
- ▶保険給付：給付係 ☎613-8436
- ▶納付相談・口座振替：徴収係 ☎613-8438
- ▶人間ドック・訪問保健指導：業務係 ☎626-7527
- ▶後期高齢者医療制度の給付：高齢者医療係 ☎613-8439

問い合わせや届け出、相談は
健康保険課(市役所本庁舎1階)

後期高齢者医療制度の給付

【広報 | D】1003614

75歳以上(一定の障がいがある方は65歳以上)の人が加入する健康保険が「後期高齢者医療制度」です。医療費の払い戻しなどの給付内容についてお知らせします。

1. 高額介護合算療養費の支給申請書を送ります

令和3年8月から令和4年7月までに支払った医療費と介護保険の自己負担額※1の合計額が、表の限度額を500円以上超えた場合、超えた分を高額介護合算療養費として払い戻します。支給対象となる可能性がある人には、3月上旬に申請書類を送付しますので、忘れずに申請してください。

※1 自己負担額には、入院時の食事代や保険適用外の医療費などは含まれません。また、高額療養費や高額介護(予防)サービス費が支給された場合は、その額を差し引いた額になります

負担割合	所得区分	後期高齢者医療+介護保険の限度額
3割	現役並み所得者Ⅲ※2	212万円
	現役並み所得者Ⅱ※2	141万円
	現役並み所得者Ⅰ※2	67万円
1割	一般※3	56万円
	低所得者Ⅱ※3	31万円
	低所得者Ⅰ※3	19万円

※2 現役並み所得者Ⅲ：住民税課税所得690万円以上／現役並み所得者Ⅱ：住民税課税所得380万円以上／現役並み所得者Ⅰ：住民税課税所得145万円以上
※3 一般：住民税課税世帯で医療費の負担割合が1割／低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で低所得者Ⅰ以外／低所得者Ⅰ：世帯全員の所得が0円

2. 医療費が高額になったときは

1カ月の医療費の合計額が自己負担限度額を超える場合、超えた分を高額療養費として支給します。後期高齢者医療制度に加入し、初めて高額療養費の支給額が発生した人には、診療月の約3カ月後に高額療養費支給申請書を送付しますので、忘れずに申請してください。

一度申請書を提出すると、申請月以降に高額療養費の支給があるときは自動的に指定の口座に振り込みます。

自己負担限度額などについては、健康保険課高齢者医療係へお問い合わせください。

3. 他にもいろいろな給付があります

○被保険者が亡くなったときの葬祭費

後期高齢者医療制度の被保険者が亡くなったときは、葬祭を行った人(喪主)に葬祭費として3万円支給します。

○後から払い戻す医療費

次のような場合、医療費はいったん全額負担になりますが、申請後、自己負担分を除いた額を療養費として支給します。
・医師の指示によりコルセットなどの治療用補装具を作製した

- ・やむを得ない理由で、保険証を持たずに医療機関を受診した
- ・医師が必要と認め、はり・きゅう、マッサージを受けた
- ・海外渡航中に治療を受けた(治療目的の渡航や、日本で保険適用されていない診療は除く)

○緊急時の移送費

医師の指示があり、緊急にやむを得ず重病人の入院・転院などの移送に費用がかかったときは、移送費を支給することがあります。

ごみの減量と再利用について、役立つ情報をお知らせ！

【問】資源循環推進課 ☎626-3733

3Rマイスターへの道 VOL.31

今月のテーマ
引っ越しの際はごみの出し方にご注意ください！

3～4月は引っ越しのシーズンです。引っ越しの際のごみの出し方の注意点を確認しましょう。【広報 | D】1022139

■地域によって分別方法が違います

盛岡地域・都南地域・玉山地域で、ごみの分別方法が違います。分別方法は各地域の「ごみ分別辞典」か資源・ごみ分別アプリ「さんあ〜る」で確認できます。

アプリのダウンロードはこちら
iOS版 Android版

■引っ越しなどに伴う多量ごみは集積場に出せません

多量ごみを捨てるときは、表の処理施設に持ち込むか、収集運搬業者へ依頼してください。

地域	持ち込みできる施設	処理手数料
盛岡地域	クリーンセンター(上田字小鳥沢) (可燃ごみ・古紙) ☎663-7153 リサイクルセンター(川又字大日向) (不燃・粗大ごみ、資源) ☎685-2151	200kg未満は無料。それ以上の場合1000円+10kgごとに50円
都南地域	盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター(矢巾町) ☎697-3835	下記以外の廃棄物は、10kgまでごとに105円。生ごみは10kgまでごとに30円。スプリング入りマットレスとソファは10kgまでごとに1320円
玉山地域	岩手・玉山清掃事業所(寺林字平森) ☎682-0552	10kgまでごとに50円

※持ち込みには事前予約が必要です。同組合ホームページか、予約専用ダイヤル ☎613-3501に連絡してください
事前予約はこちら▶(盛岡・紫波地区環境施設組合清掃センター)

広告

アスピークは、働く皆様とご家族の福利厚生を支援しています

アスピークは、勤労者・事業主に、福利厚生サービスを提供している、盛岡市により設立された団体です。

会員募集中！

- 対象：盛岡市内及び近郊市町の事業所の勤労者(非正規の勤労者を含む)及び事業主
- 入会：原則事業所単位(個人経営含む)
◆現在 約600事業所 4,000人が加入
- 入会金：200円/人 ●会費：月額700円/人

サービス内容の例

- 人間ドックなどの受診助成
- 宿泊・日帰り保養施設の利用助成
- 映画・コンサート・演劇などのチケットの割引助成
- プール・スキー場・スケート場などの利用助成
- 祝儀金・見舞金・弔慰金などの共済金給付

詳しくは Webで▶

一般財団法人 盛岡市勤労者福祉サービスセンター(愛称 アスピーク) 盛岡市山王町 10-6 山王ハイツ 2F TEL 019-653-1910 http://www.morioka-ksc.or.jp/

広告

親同士のお見合い交流会

日時：3月25日(土) 14:00～

対象：未婚のお子様を持つ親御様
(女性30～40歳代 男性35～45歳代)

参加費：おひとり6,500円(税込) ご夫婦でも同額です

開催場所：アイーナ・いわて県情報交流センター

お気軽にご連絡下さい ☎019-613-5013

主催：結婚相談所ムスベル

同じ想いの親御様同士の「お見合い交流会」です

親の心子知らずでも、いつかその親心がわかる時が来る。親が子供にできる事は、一生のうちにとりだだけの事があるだろう。今、お子様の幸せの為に必要なのは、親御様のはじめの一歩なのかも。是非、お気軽にご連絡ください。